

独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用船員就業規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第103号

制 定	平成23年	3月30日
一部改正	平成24年	4月27日
一部改正	平成24年	9月27日
一部改正	平成25年	7月29日
一部改正	平成27年	3月26日
一部改正	平成30年	1月31日
一部改正	令和2年	2月27日
一部改正	令和3年	4月28日
一部改正	令和4年	3月31日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、船員法（昭和22年法律第100号）第97条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に勤務する有期雇用船員の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における有期雇用船員とは、期間を定めて雇用される船員であって、1日の労働時間が7時間45分かつ1週間の労働時間が38時間45分と定められているもの（独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則（機構規則第7号）の適用を受ける者を除く。）をいう。

2 有期雇用船員の職名は技術補佐員とし、対象職員は技術に関する職務を補佐する職員とする。ただし、これによりがたい特殊な事情のあるものについては、その都度理事長が定める。

(権限の委任)

第3条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を校長に委任することができる。

(法令との関係)

第4条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第5条 機構及び有期雇用船員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第6条 有期雇用船員の採用は、選考により理事長が行う。

(有期雇用船員の配置)

第7条 有期雇用船員の配置は、機構の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して理事長が行う。

(雇用期間)

第8条 有期雇用船員の雇用期間は、一の事業年度（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで。以下同じ。）内とし、かつ最初の雇用の日から5年を超えて更新することはできない。

(労働条件の明示)

第9条 有期雇用船員の採用に際しては、採用をしようとする者に対し、あらかじめ、理事長は次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項
- 二 乗り組むべき船舶の名称、総トン数、用途及び就航航路に関する事項
- 三 職務に関する事項
- 四 基準労働期間、労働時間、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- 五 給与に関する事項
- 六 退職、解雇及び制裁に関する事項
- 七 契約更新及び雇止めに関する事項
- 八 予備船員制度の概要

(提出書類)

第10条 有期雇用船員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

- 一 履歴書
 - 二 資格に関する証明書
 - 三 住民票記載事項の証明書
 - 四 船員手帳
 - 五 その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、その都度速やかに、書面で届け出なければならない。

第2節 退職及び解雇

(退職)

第11条 有期雇用船員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とし、有期雇用船員としての身分を失う。

- 一 退職を届け出て理事長から承認された場合、又は退職を届け出て14日を経過した場合
- 二 雇用期間が満了した場合
- 三 死亡した場合

(自己都合による退職手続)

第12条 有期雇用船員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日30日前までに、理事長に文書をもって届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに届け出ることができない場合は、14日前までに届け出なければならない。

- 2 有期雇用船員は、退職を届け出ても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(当然解雇)

第13条 有期雇用船員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事長はその者を解雇する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 二 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(その他の解雇)

第14条 有期雇用船員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を解雇することができる。

- 一 勤務実績が著しくよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 事業の運営上のやむを得ない事情により、組織の改廃を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合

(解雇制限)

第15条 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、船員法第44条の2第2項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 女性の有期雇用船員が船員法第87条第1項又は第2項の規定によって作業に従事

しない期間及びその後 30 日間

- 2 前項の規定により解雇を制限される期間中においても雇用期間を満了した場合は、退職とする。

(解雇予告)

第16条 第13条及び第14条の規定により有期雇用船員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、船員法第44条の3第3項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の予告日数は、解雇予告手当を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職後の責務)

第17条 退職し、又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第18条 理事長は、退職し、又は解雇された者が退職証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

- 3 証明書には前項の事項のうち、退職し、又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

- 4 理事長は、解雇を予告された者が、解雇の予告をされた日から退職の日までの間に解雇の事由の証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給与

(給与)

第19条 有期雇用船員の給与については、独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員給与規則（機構規則第104号）の定めるところによる。

第4章 服務

(誠実義務)

第20条 有期雇用船員は、上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第21条 有期雇用船員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その労働時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、機構がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第22条 有期雇用船員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。なお、この場合において、その承認された期間については有給とする。

- 一 労働時間内に組合交渉に参加することを理事長が承認した期間
- 二 第50条の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
- 三 第51条第2項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
- 四 第51条第3項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
- 五 労働時間内に人間ドック等の総合的な健康診査を受けることを理事長が承認した期間（一年において1日（健康診査が2日以上にわたるものである場合は2日）（交通機関の状況から、健康診査が行われる日又はその前日に宿泊することが必要と認められる場合は、必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内の期間）
- 六 有期雇用船員が独立行政法人国立高等専門学校機構女性検診制度実施要項に基づき女性検診を受診するために労働しないことを理事長が承認した期間

(服務規律)

第23条 有期雇用船員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第25条 有期雇用船員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の内外を問わず、機構の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- 二 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- 三 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- 四 機構の練習船、機構の敷地及び施設内（以下「機構内等」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- 五 機構内で、宗教活動、選挙運動その他の政治活動をしないこと。
- 六 理事長の許可なく、機構内で放送・宣伝・集会又は文書・図画の配布・回覧掲示（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じるものも含む。）その他これに準ずる行為をしないこと。
- 七 理事長の許可なく、機構内で、営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買をしないこと。

- 八 船長の指定する時刻までに練習船に乗り込まなければならない。
- 九 船長の許可なく練習船を去ってはならない。
- 十 職務上知り得た個人情報を正当な理由なく機構外に漏らさないこと。

(争議行為の制限)

第25条 労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又はその争議により人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。

(有期雇用船員の倫理)

第26条 有期雇用船員の職務に係る倫理については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員倫理規則（機構規則第25号）の定めるところによる。

(ハラスメントの防止等に関する措置)

第27条 ハラスメントの防止等に関する措置は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（機構規則第113号）の定めるところによる。

(入場禁止又は退場)

第28条 理事長は、有期雇用船員が次の各号の一に該当する場合は、その者の機構内への入場を禁止し、又は機構内から退場させことがある。

- 一 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
- 二 火器、凶器等の危険物を所持している場合
- 三 衛生上有害と認められる場合
- 四 その他前各号に準じ就業に不都合と認められる場合

2 前項の規定により入場を禁止させられたとき、又は所定の終業時刻前に退場させられたときはそれ以降を欠勤として取り扱うものとし、給与を支払わない。

第5章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第29条 有期雇用船員の労働時間及び休暇等については、独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用船員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第106号）の定めるところによる。

第5章の2 在宅勤務

(在宅勤務)

第29条の2 有期雇用船員は、理事長の許可を受けた場合、一定期間、当該有期雇用船員の自宅等における勤務（以下「在宅勤務」という。）に従事することができる。

2 前項に定めるほか、有期雇用船員の在宅勤務については、独立行政法人国立高等専門学校機構在宅勤務規則（機構規則第136号）の定めるところによる。

第6章 研修

（研修）

第30条 理事長は、有期雇用船員に業務に関する必要な知識、技能及び資質を向上させるため、研修に参加することを命ずることができる。

第7章 賞罰

（表彰）

第31条 理事長は、次の各号の一に該当すると認める有期雇用船員を表彰する。

- 一 機構の名誉となり、又は他の教職員の模範となる功労があった場合
- 二 その他理事長が必要と認める場合

（表彰の方法）

第32条 表彰は、賞状を授与して行い、副賞を添えることがある。

（懲戒の種類）

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 戒告 将来を戒める。
- 二 減給 1回の額が労基法第12条に定める平均賃金の1日分の半額を上限とし、かつ、その総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1の額を上限として給与から減ずる。
- 三 停職 雇用期間を超えない範囲において、一定の期間を定め出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、14日以内にこれに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日以上の平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けないで即時に解雇する。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇する。

（懲戒）

第34条 理事長は、有期雇用船員が次の各号の一に該当する場合は、その者に対し懲戒処分を行う。

- 一 正当な理由なく無断欠勤が2週間以上に及ぶ場合
- 二 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど労働を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合

- 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- 五 機構の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- 六 素行不良で機構内の秩序又は風紀を乱した場合
- 七 重大な経歴詐称をした場合
- 八 第24条の服務規律及び第25条の遵守事項に違反をした場合
- 九 その他、この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

第35条 前2条に定めるほか、懲戒については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（機構規則第30号。以下「懲戒規則」という。）を準用する。

(訓告等)

第36条 理事長は、第34条に定める懲戒に該当するに至らない者に対して、服務を厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告又は厳重注意を行う。
2 前項に定めるほか、訓告及び厳重注意については、懲戒規則を準用する。

(船長による上陸禁止又は戒告)

第37条 船長は、有期雇用船員が第24条に規定する事項を守らないときは、前4条の規定にかかわらず、船員法第23条による上陸禁止又は戒告の処分をすることができる。
2 船長は、前項の処分を行おうとするときは、3人以上の乗組員を立ち合わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。
3 上陸禁止又は戒告の処分は、船長が有期雇用船員に文書を交付して行わなければならぬ。

(損害賠償)

第38条 有期雇用船員が故意又は重大な過失によって機構に損害を与えた場合には、理事長は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

(協力義務)

第39条 有期雇用船員は、安全、衛生及び健康の確保について、船員法、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）及びその他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、機構が行う安全、衛生及び健康の確保に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生管理)

第40条 理事長は、有期雇用船員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

(安全・衛生教育)

第41条 有期雇用船員は、機構が行う安全・衛生に関する教育・訓練を受けなければならぬ。

(非常災害時の措置)

第42条 有期雇用船員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にいくとめるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第43条 有期雇用船員は、安全及び衛生を確保するために次の事項を守らなければならぬ。

- 一 安全及び衛生について上司の命令に従い、実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該区域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第44条 有期雇用船員は、機構が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならぬ。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、理事長は有期雇用船員に就業の禁止、労働時間の制限等当該有期雇用船員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 有期雇用船員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(健康証明書)

第45条 理事長は、船内勤務に適することを証明した船員法第83条に規定する健康証明書を持たない者を練習船に乗り込ませてはならない。

(就業制限)

第46条 有期雇用船員が、次に掲げる疾病にかかったときは、業務に就かせてはならない。

- 一 船員法施行規則第2号表第1号に掲げるもの
- 二 船員法施行規則第2号表第3号に掲げる疾病（前号の疾病を除く。）であつて医師が就業不適と認めるもの

(伝染性の疾病的届出)

第47条 有期雇用船員は、本人、本人の同居者又は近隣の者が病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、直ちにその旨を理事長に届け出

て、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合には、その船員に一定期間を限り療養又は就業禁止を命ずることができる。

第48条 前9条に定めるほか、有期雇用船員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構船員安全衛生管理規則（機構規則第32号）を準用する。

第9章 女性

（妊娠婦である有期雇用船員の就業制限等）

第49条 理事長は、妊娠中の有期雇用船員を船内で使用してはならない。

2 理事長は、妊娠中の有期雇用船員及び産後1年を経過しない有期雇用船員（以下「妊娠婦である有期雇用船員」という。）については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

3 理事長は、妊娠婦である有期雇用船員に夜間（午後8時から午前5時までの間における労働を言う。）又は所定の労働時間以外の労働をさせない。

（妊娠婦である有期雇用船員の保健指導・健康診査）

第50条 理事長は、妊娠婦である有期雇用船員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定による保健指導又は健康診査を受けるために労働しないことを承認する。

（妊娠婦である有期雇用船員の業務軽減等）

第51条 理事長は、妊娠婦である有期雇用船員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。

2 理事長は、妊娠中の有期雇用船員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該有期雇用船員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、労働をしないことを承認することができる。

3 理事長は、妊娠中の有期雇用船員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で労働しないことを承認する。

（生理日の就業が著しく困難な有期雇用船員に対する措置）

第52条 理事長は、生理日の就業が著しく困難な有期雇用船員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に労働させない。

第10章 出張及び旅費

(出張及び旅費)

第53条 理事長は、業務上必要がある場合には、有期雇用船員に出張を命ずることができる。

- 2 前項の出張に要する旅費については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（機構規則第49号）の定めるところによる。
- 3 練習船に乗り込む有期雇用船員の旅費（食卓料を含む。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構船舶乗組員に対する旅費支給規則（機構規則第53号）の定めるところによる。

第11章 災害補償

(災害補償)

第54条 有期雇用船員が業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償、被災した有期雇用船員の社会復帰の促進、被災した有期雇用船員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、船員法及び船員保険法（昭和14年法律第73号）の定めるところによる。

第12章 退職手当

(退職手当)

第55条 有期雇用船員の退職手当は、勤務が引き続いて6月を超えて退職し、又は解雇された有期雇用船員（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。ただし、第13条及び第33条第五号の規定により解雇された者、退職の日又はその翌日に再び有期雇用船員に雇用された者には、退職手当は支給しない。

- 2 退職手当の額は、退職の日に受けている本給月額に1年につき次の表に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、1年に満たない期間がある場合には、当該期間が引き続き6月を超える場合に限り、これを1年に切り上げるものとする。

	継続雇用期間が1年までの場合	継続雇用期間が1年を超える場合
下記以外による退職	0. 2511	0. 5022
雇用期間が満了したこと、業務外の死亡又は通勤による傷病による退職	0. 4185	0. 837

業務上の死亡若しくは傷病又は通勤による死亡による退職	1. 12995	2. 2599
----------------------------	----------	---------

備考 この表において、継続雇用期間とは有期雇用船員として最初に雇用された日から退職手当の支給を受けることとなった退職の日までの期間をいう。

- 3 国等の競争的資金、寄付金、受託費その他これらに準ずる資金等（以下「外部資金等」という。）により雇用される有期雇用船員で、雇用契約の更新をした者又は退職の日若しくはその翌日に再び有期雇用船員に雇用（以下「継続雇用」という。）された者の退職手当は、当該外部資金等の契約による場合に限り、第1項ただし書にかかわらず、継続雇用がなかったものとして支給することができる。
- 4 第33条第四号の規定による退職手当の支給額は、第2項に規定する支給額の退職願の提出に応じた場合は3分の2以内、応じない場合は2分の1以内の額とする。
- 5 退職し、又は解雇された有期雇用船員の在職期間中の行為に関し、懲戒による解雇を受ける事由その他これに相当すると認められる事由が明らかになったときは、退職手当の全部又は一部を支給しないこと又は返納させることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、退職手当の支給については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職手当規則（機構規則第17号）を準用する。

第13章 被服

（服制）

- 第56条** 有期雇用船員は、乗船労働時間中、理事長の定める制服を着用しなければならない。
- 2 有期雇用船員は、作業等の安全のため、定められた制服以外の作業衣を使用することができます。

附 則（平成23年3月30日制定）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日制定）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

（経過措置）

有期雇用教職員給与規則附則（平成24年4月27日一部改正）第2項の規定の適用

を受ける有期雇用教職員に対する第55条第2項の適用にあっては、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額（有期雇用教職員給与規則附則（平成24年4月27日一部改正）第2項の規定を適用しない本給月額）」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年9月27日制定）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年7月29日一部改正）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（退職手当の特例）

2 施行日以前から引き続き雇用される有期雇用船員の、第55条第1項の規定による退職手当の支給については、同条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算して得られる額を支給する。

一 第55条第2項の規定により得られる額

二 退職の日に受けている本給月額に、採用日から平成27年3月31日までの雇用期間1年につき（1年に満たない期間がある場合には当該期間が引き続き6月を超える場合に限り、これを1年に切り上げるものとする。）次の表に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

	継続雇用期間が1年までの場合	継続雇用期間が1年を超える場合
下記以外による退職	0. 039	0. 078
雇用期間が満了したこと、業務外の死亡又は通勤による傷病による退職	0. 065	0. 13
業務上の死亡若しくは傷病又は通勤による死亡による退職	0. 1755	0. 351

備考 この表において、継続雇用期間とは有期雇用船員として最初に雇用された日から

退職手当の支給を受けることとなった退職の日までの期間をいう。

附 則（平成30年1月31日一部改正）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月28日一部改正）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。